

観光振興財源確保策の比較検討について



福岡行けば、福が来る

2018年8月29日

福岡県商工部観光局観光政策課

目次

- 1 地方自治体の収入の種類
- 2 地方自治体の自主財源
- 3 他の地方自治体における自主財源確保の事例

1 地方自治体の収入の種類

○都道府県の収入の種類

地方税	地方公共団体が地域内の住民や企業などに課税する租税。
地方譲与税	国税として徴収され、その一定割合が地方公共団体に譲与される。
地方特例交付金	恒久的な減税に伴う地方税の減収などを補てんするために、国から地方公共団体に交付される。
地方交付税	国税の一定割合の額が、標準的な行政サービスの実施にあたり一般財源が不足する地方公共団体に交付される。
交通安全対策特別交付金	道路交通法により納付された反則金の一部が、国から地方公共団体に交付される。
分担金	地方公共団体の事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収する。
負担金	一定の事業について利害関係を有する他の地方公共団体や住民から、費用の一部を徴収する。
使用料	公の施設の利用、行政財産の目的外使用に対する対価として徴収する。
手数料	特定の者のために提供する役務(サービス)の対価として徴収する。
国庫支出金	国が、地方公共団体の行う特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認める場合に交付される。
財産収入	地方公共団体が有する財産についての貸与、私権の設定、出資、交換または売払いによって生じる収入。
寄附金	住民などから無償譲渡される現金。
繰入金	他会計や基金から受け入れる現金。
繰越金	前年度から持ち越される余剰金。
諸収入	他の収入科目に区分されない収入。
地方債	一会計年度を超える地方公共団体の借金。

○収入の性質による分類

区分	自主財源	依存財源
一般財源	地方税(普通税)	地方交付税 地方譲与税 地方特例交付金 など
特定財源	地方税(目的税) 使用料 手数料 分担金 負担金 寄附金 など	国庫支出金 地方債 など

2 地方自治体の自主財源

➤ 地方自治法等で定められている地方自治体の自主財源は以下のようなものがある。

種類	内容	参考
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。 【目的税】特定の費用のために課される税（⇔普通税） 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る税 	【主な事例】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊税 ○ 環境協力税
分担金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。 	【主な事例】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良事業分担金 ※ 負担金との違いは主に根拠法令（地方自治法第224条）
負担金	<ol style="list-style-type: none"> ① 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ② 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。 	【主な事例】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路に関する工事の実施に伴う負担金 ※ 分担金との違いは主に根拠法令（地方自治法第27条及び各個別法）
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。 	【地方自治法逐条解説】 行政財産又は公の施設につき必要とする経費を まかなうに足りることをもって 限度 と考えるべき
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。 	【地方自治法逐条解説】 当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益 とを勘案して定められるべき
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。 	【主な事例】 <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税 ○ 協力金

出典：全国知事会「第3回新しい地方税源と地方税制を考える研究会」資料を基に作成

3 財源確保策の比較検討

種類	事例	規模	安定性・継続性	受益と負担
地方税 (普通税)	【主な事例】 ○ 森林環境税	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能
地方税 (目的税)	【主な事例】 ○ 宿泊税 ○ 環境協力税	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的・継続的な確保が可能	受益者を目的の範囲内で広く設定し、負担を求めることが可能
分担金	【主な事例】 ○ 福岡県県営土地改良事業分担金	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業に係るため安定的であるが継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
負担金	【主な事例】 ○ 福岡県国営土地改良事業負担金	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業に係るため安定的であるが継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
使用料	【主な事例】 ○ 福岡県県立美術館使用料	県の施設・財産の利用者からの徴収となるため、規模は限定的	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
手数料	【主な事例】 ○ 福岡県旅券発給手数料	県が提供する役務の対価として徴収するため、規模は限定的	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
寄附金	【主な事例】 ○ 協力金 ○ クラウドファンディング ○ ふるさと納税	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

4 他の地方自治体における自主財源確保の事例①

(1) 地方税

自治体名	名称	制度の概要	収入額
東京都	宿泊税 (法定外目的税)	【納税義務者】ホテル又は旅館への宿泊者 【税率】10,000円以上～15,000円未満：100円 15,000円以上：200円	約25億円 (H30年度予算)
大阪府	宿泊税 (法定外目的税)	【納税義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は民泊(10月～)への宿泊者 【税率】10,000円以上～15,000円未満：100円 15,000円以上～20,000円未満：200円 20,000円以上：300円	約8億円 (H30年度予算)
京都市	宿泊税 (法定外目的税)	【納税義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、民泊への宿泊者 【税率】～20,000円未満：200円 20,000円以上～50,000円未満：500円 50,000円以上：1,000円	約19億円 (H30年度予算) ※平年度45.6億円
金沢市	宿泊税 (法定外目的税)	【納税義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、民泊への宿泊者 【税率】～20,000円未満：200円 20,000円以上：500円	約6.6億円 (H31年度見込み) ※平年度7.2億円
別府市	入湯税 (法定税) ※H31.4以降	【納税義務者】鉱泉浴場に入湯する入湯客 【税率】宿泊料金又は飲食料金が 1,500円以上2,000円以下：50円 2,001円以上4,500円以下：100円 4,501円以上6,000円以下：150円 6,001円以上50,000円以下：250円※ 50,001円以上：500円※	※平年度見込み 約4.5億円
太宰府市	歴史と文化の 環境税 (法定外普通税)	【納税義務者】有料駐車場利用者 【税率】二輪車（自転車を除く）：50円 定員10人以下の自動車：100円 定員11～29人の自動車：300円 定員29人超の自動車：500円	8,000万円 (H30年度予算)

4 他の地方自治体における自主財源確保の事例②

(2) 寄附金等

自治体名	名称	制度の概要	収入額
山梨県・静岡県	富士山保全協力金	【対象者】五合目から山頂を目指す登山者 【金額】一人1,000円（子ども・障がい者は協力いただける範囲）	約1億5千万円 （H29年度） （山梨県 約9,700万円） （静岡県 約5,200万円）
別府市	クラウドファンディング	市長公約の『湯～園地』実現に必要な費用を、クラウドファンディングにより調達するもの。支援者には入園券配布等の返礼を実施。	約3,400万円 （H29.2月～4月）
各自治体	ふるさと納税	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額の2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。	例）福岡県 約9,100万円 （H29年度）

※ この他、観光振興財源確保策の検討が行われている自治体：北海道、宮城県、倶知安町（北海道）、白馬村（長野県）、熱海市（静岡県）、箱根町（神奈川県）等（※ 自治体公表資料等を基に事務局とりまとめ）

5 地方税法の税目一覧

○地方税法の税目一覧

	普通税(使途が特定されていない)		目的税(使途が特定されている)	
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税
法定税 (地方税法上、地方団体が「課するものとする」と規定されている税)	道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 など <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 森林環境税 (※県民税の超過課税として徴収) </div>	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 など	狩猟税	入湯税 事業所税
法定任意税 (地方税法上、地方団体が「課することができる」と規定されている税)			水利地益税	都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税
法定外税 (地方税法に定める税目以外で、地方団体の条例に基づき課する税)	道府県法定外普通税 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 核燃料税 (佐賀県など) </div>	市町村法定外普通税 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 歴史と文化の環境税 (太宰府市) </div>	道府県法定外目的税 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 宿泊税 (東京都、大阪府) </div>	市町村法定外目的税 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 宿泊税 (京都市、金沢市) </div>

出典：総務省自治税務局資料を基に作成